

令和6年度 近江八幡市結婚新生活支援補助金

結婚新生活を応援します

※予算の上限額に達し次第受付終了します。

【申請期間】

令和6年6月3日～令和7年2月28日

【補助金額】

住居費用及び引越し費用を合算した金額。
但し、世帯あたりの上限あり。

夫婦ともに29歳以下	60万円
上記以外の補助対象の新婚世帯	30万円



✿ 補助対象世帯

※次の条件に全て該当する世帯

- ・申請時、夫婦のいずれも又は一方の住民票の住所が申請に係る市内住宅の所在地となっていること
- ・令和6年1月1日から令和7年2月28日の間に婚姻届が受理され、婚姻日時時点で、夫婦ともに年齢が39歳以下であること
- ・令和5年分の夫婦の合計所得金額を合算した金額が500万円未満であること
- ・夫婦のいずれも同様の補助金や他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと
- ・夫婦のいずれも市税の滞納がないこと
- ・夫婦の双方又は夫若しくは妻が日本国籍を有していない場合は、日本の永住権を有していること

✿ 補助対象経費

※令和6年4月1日から令和7年2月28日までに支払った経費

- ・住宅の購入費用
- ・住宅の賃借に係る費用（家賃、敷金、礼金等）
- ・引越し費用（引越し業者または運送業者に支払った費用）

◎その他、詳細については下記のQRコードから市ホームページをご覧ください。



問い合わせ先

近江八幡市総合政策部企画課

TEL：0748-36-5527 / FAX：0748-32-2695

E-mail：010202@city.omihachiman.lg.jp

※申請書の持参または申請に関する窓口相談はオンラインフォームより事前予約をお願いいたします。